

行田九条の会学習講演会

▼日時 3月27日(日)午後2時開会 ▼場所 商工センター403研修室 ▼演題 「平和憲法の危機、私たちにできることは…」 ▼講師 伊須慎一郎さん(埼玉総合法律事務所) ▼定員 36人 ▼参加無料 ▼問い合わせ 行田九条の会原口☎55610691

相談

子育て談話室「たんぽぽ」

▼日時 4月4日(月)午前10時～11時30分 ▼場所 総合福祉会館「やすらぎの里」 ▼内容 親同士が子育て情報を語らう。 ▼対象 市内在住で乳幼児を持つ保護者 ▼定員 親子10組(託児あり) ▼参加費 1組100円 ▼主催 行田市民生委員・児童委員連合会 ▼後援 行田市、行田市教育委員会、行田市社会福祉協議会 ▼申・問 3月4日(金)～4月3日(日)午後3時に同協議会☎55715400

行政書士無料相談会

▼日時 3月23日(水)午後1時30分～4時30分 ▼場所 行田商工会議所会議室(忍2-1-1-8商工センター3階) ▼相談内容 埼玉県行政書士会の行政書士が、創業・事業運営、遺言・相続・事業承継、契約書・内容証明、建設業・農地転用・飲食店などの許認可申請などの相談に応じる。 ▼申・問 電話で同会理事星山☎58007131

県北総合相談センター出張法律相談会

▼日時 3月16日(水)午後1時30分～4時30分 ▼場所 深谷市男女共同参画推進センター(L・フォルテ)ハナミズキ(深谷市上柴町4-2-14・キララ上柴内) ▼相談内容 相続、遺言、登記、債務整理、成年後見、不動産の名義変更など ▼相談方法 面談相談(1組1時間) ▼相談無料 ▼主催 埼玉司法書士会 ▼申 総合相談センター☎048-83817472 ▼問 同会事務局☎048-86317861

募集

自衛官等

一般曹候補生 ▼受付期間 3月1日(火)～5月10日(火) ▼試験日 5月20日(金) 29日(日)のうち指定する日 ▼試験会場 受付時にお知らせ ▼対象 18歳以上33歳未満の方

一般幹部候補生

▼受付期間 【1回目】3月1日(火)～4月14日(水) 【2回目】3月1日(火)～6月16日(水) ▼試験日 【1回目】4月23日(土)・24日(日) 【2回目】6月25日(土) ▼試験会場 受付時にお知らせ ▼対象 22歳以上26歳未満の方(20歳以上22歳未満の方は大卒(見込み含む))

▼受付期間 年間を通じて受け付け ▼試験日 受付時にお知らせ ▼対象 18歳以上33歳未満の方 ▼注意 試験日および試験会場は変更することがあります。 ▼問 防衛省自衛隊埼玉地方協力本部熊谷地域事務所☎52214855

その他

献血

▼日時 3月24日(木)午前9時30分～午後4時※午前11時45分～午後1時を除く ▼場所 産業文化会館 ▼持ち物 献血カード(お持ちの方) ▼主催 行田ライオンズクラブ ▼問 埼玉県赤十字血液センター☎048-72018009



市民公益活動推進委員会の委員を募集します

市には、市民、NPOおよび地域活動団体がさまざまな分野で行う市民公益活動を支援し、多様な主体による協働のまちづくりを推進するための組織として、「行田市市民公益活動推進委員会」があります。

このたび、市民の皆さんの活動がさらに広がるよう、さまざまな取り組みを行うための委員を募集します。委員になって、一緒に市民公益活動を盛り上げてみませんか。

- ▶募集委員 ①公募市民選出委員(応募日現在、市民公益活動を行う団体に所属していない方) ②市民公益活動団体選出委員(NPO法人、行田市市民公益活動登録団体に所属している方。ただし、同一の団体からは1人のみの選出) ※団体に所属している方の公募市民枠での応募はできません。 ▶応募資格 ①②とも次の要件を全て満たす方 ・市内在住・在勤・在学中で、令和4年3月1日現在満18歳以上の方 ・平日の昼間に開催する会議(約2時間)に出席し、意見の発言ができる方 ※令和元年度は3回、2年度は2回会議を開催 ・委員会が主体となって行うイベントに参加するなど、一緒に活動ができる方 ・応募日現在、本市の他の附属機関の委員でない方 ・市職員および市議会議員でない方 ▶募集人員 ①5人②10人 ▶任期 委嘱した日から2年間 ▶応募方法 住所、氏名、電話番号、勤務先または学校名(市内在勤・在学の場合)、応募理由を所定の応募用紙に記入の上、3月25日(金)までに持参、郵送、FAX、Eメールのいずれかの方法で提出してください。 ※応募用紙は、地域活動推進課で配布(市ホームページからダウンロード可)します。【持参・郵送】〒361-8601 行田市本丸2-5 地域活動推進課【FAX】556-3083【Eメール】chiikikatsudou@city.gyoda.lg.jp ▶選考方法 書類審査の上決定し、結果は応募者全員にお知らせします。 ▶問い合わせ 同課協働推進担当(内線253)

「DVかな?」と思ったらご相談ください

DV(ドメスティックバイオレンス)とは、配偶者や恋人など親密な関係にあるまたはあった者から振るわれる暴力のことです。次のチェックリストを用いて、支配があるかどうかご確認ください。1つでも当てはまる場合は、DVの可能性あります。1人で悩まず、すぐにVIVAぎょうだまでご連絡ください。 ※表中の●●には配偶者や恋人などが入ります。

Checklist for DV symptoms with three columns of questions and checkboxes.

VIVAぎょうだでは、DV、セクハラ、夫婦の問題などの悩みを専門の女性相談員があなたと一緒に考えます。相談は無料で秘密は固く守られます。ぜひ、気軽にご相談ください。相談を希望される方は各種相談13ページを参照ください。

▶問い合わせ VIVAぎょうだ☎556-9301

広告

広告